

# 告発状

(と称する怪文書)

東京地方検察庁 検事正 殿

令和元年 月 日

告発人

氏名

印

住所

〒

被告発人

羽賀芳和 (余命三年時事日記主催者)

〒175-0082

東京都板橋区高島平二丁目26番3-1427号

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

(虚偽告訴等)

刑法第172条

人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、3月以上10年以下の懲役に処する。

(教唆犯)

刑法第61条1項

人をそそのかして「犯罪」を実行させた者をいい、正犯と同じ刑が科される。この教唆犯を教唆した場合を間接教唆と呼び、第61条2項により処罰される。

## 第三 告発の事実関係

被告発人 羽賀芳和の教唆により、十数人の弁護士に反日悪徳弁護士とのレッテルを貼り、余命三年時事日記の読者約960人に懲戒請求書に署名捺印させて、所属弁護士会宛に送付させた。約30件、被告数350人を超える読者・懲戒請求実行者を被告とする損害賠償請求事件裁判では、被告発人 羽賀芳和の煽動・教唆により騙された読者の懲戒請求には、各弁護士に懲戒請求事由が存在しないことが認められている。

NHK等に報道される程の前代未聞の累計13万件に及ぶ大量懲戒請求事件の首謀者であることは裁判所が認めているにもかかわらず、「否応なく第三者である」、「読者が勝手にやった」、「安倍首相が指揮権発動」や「日韓断行が捗る」など頓珍漢な妄想言動を繰り返すという虚偽告訴事件である。

羽賀芳和は明らかに虚偽説明、造語詐欺、寄付金搾取、報告義務違反、責任転嫁、卑怯な逃亡しており、この件だけではなく、他の方々もこのような詐欺被害に遭われている可能性があると思量し、告発したものである。

以上